

1. 介護予防特定施設入居者生活介護は（ ）を除く、特定施設に入居している（ ）を対象にしている。
2. 介護認定審査会は審査・判定の結果を（ ）に通知する。
3. 包括的支援事業は第（ ）号被保険者を対象にしているのに対し、介護予防事業は第（ ）号被保険者を対象にしている。
4. 国保連の業務として①（ ）書の審査・支払い、②介護保険給付に対する（ ）処理、③介護サービス業者に対する（ ）・助言、④市町村から委託を受けて行う（ ）事務、⑤居宅・施設サービスの（ ）
5. 居宅サービス事業者の指定の有効期間満了後も、その（ ）が下されるまでの間、従前の指定の効力を有する。
6. 介護サービスの選択および決定を行うのは（ ）である。
7.  $\gamma$ -GTP は（ ）や脂肪肝の時に上昇する。
8. 電解質の値が上昇するのは（ ）や腎機能（ ）時である。
9. 介護支援専門員証の有効期間は（ ）年である。
10. 指定訪問介護事業所および指定介護予防訪問介護事業所の管理者は（ ）勤でなければならないのに対し、サービス提供責任者の場合は、（ ）人以上いる場合、その3分の2以上が（ ）勤であれば残り3分の1は（ ）勤でもよいことになっている。
11. 介護予防訪問介護において初回加算は認められて（ ）。
12. 事業所評価加算は（ ）には認められているが、（ ）には認められていない。
13. 短期入所生活介護において、利用者が連続しておおむね（ ）日以上、短期入所生活介護を利用する場合、（ ）は短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
14. 認知症対応型共同生活介護利用中は（ ）以外の居宅サービスを利用することはできない。
15. 介護予防認知症対応型共同生活介護は（ ）の認知症の人のみ対象としている。
16. 生活扶助の範囲には移送に係わるものも含ま（ ）。
17. 生活保護の種類は（ ）種類ある。
18. 高齢者虐待防止法における高齢者とは（ ）歳以上の者である。
19. 市町村特別給付は（ ）に対してなされる。
20. 地域密着型介護予防サービスは（ ）・（ ）・（ ）の3つある。
21. 介護予防特定入居者生活介護は（ ）を除く特定施設に入居している要支援者に対して行われるものである。
22. 予防給付の特徴として「（ ）計画に定める期間」をサービス提供期間として、その効果を定期的に評価するしくみが取られている。
23. 介護予防事業は第（ ）号被保険者を対象にしている。
24. 地域包括支援センターは（ ）法に基づき設置されており、原則として第（ ）号被保険者の数が概ね（ ）人～（ ）人未満ごとに設置される。
25. 地域密着型サービスの中で、おむつ代が保険給付の対象となるのは（ ）のみである。
26. 施設に入所している低所得者の要介護者等に対して（ ）費・（ ）費の負担軽減を目的として、（ ）が現物給付される。その対象となる人は、利用者負担段階が第（ ）～（ ）段階の人で申請により、（ ）が交付され施設はこれに基づき利用者負担分を徴収し、不足分の補足給付額を請求する。
27. 事業者が居宅介護サービス費の請求を行う場合は、（ ）と（ -給付費明細書）が必要である。
28. 区分支給限度基準額については（ ）が定め、種類限度基準額については（ ）で定める。
29. 居宅サービスと（ ）サービスには要介護度ごとに1ヶ月に1割負担で使えるサービスの限度額である（ ）と福祉用具購入費や住宅改修といったサービスの種類ごとの支給限度基準額が設けられている。
30. サービスを提供した事業者や施設が、偽りや不正行為によって現物給付の支払いを受けた場合、市町村は

事業者や施設に対して、その支払った額を徴収するほか、その返還するべき額の（ ）割を加算して徴収する。

31. 病院、診療所、薬局は事業者の指定を受ける際、法人格を有する必要（ ）。

32. 事業者の指定は、サービスの種類ごと、（ ）、事業所単位で受けなければならない。

33. 基準該当サービスは（ ）系サービスや（ ）サービスには認められていない。

34. 市町村が計画の定数総数を上回っているため、指定しないことができるサービスは（ ）、（ ）、（ ）のみである。

1. 介護付き（専用）有料老人ホーム、要支援者 2. 市町村 3. 1, 2, 1 4. 介護給付費請求、苦情、指導、第三者行為求償、運営 5. 処分 6. 利用者自身 7. アルコール性肝炎 8. 脱水、低下 9. 5 10. 常、6、常、非常 11. いる 12. 介護予防通所介護、通所介護 13. 4、管理者 14. 居宅療養管理指導 15. 要支援2 16. れる 17. 8（生活・介護・医療・教育・住宅・出産・生業・葬祭） 18. 65 19. 要支援・要介護者 20. 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 21. 介護専用型特定施設 22. 介護予防 23. 1 24. 介護保険、1、3000、6000 25. 地域密着型老人福祉施設入居者生活介護 26. 食、居住、特定入所者介護サービス費、1、3、介護保険負担限度額認定書 27. 介護給付費請求書、給付管理票 28. 厚生労働大臣、市町村が条例 29. 地域密着型区分支給限度基準額 30. 4 31. はない 32. かつ 33. 医療、地域密着型 34. 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域未着型老人福祉施設入居者生活介護

1. 特記事項の項目には、( ) 機能・日常動作・生活機能・( ) 障害・社会生活への適応・特別な医療介護・( ) がある。
2. 社会保障に含まれる制度には社会保険・社会福祉・( ) がある。
3. 介護保険施設での介護支援サービスにかかる費用は( ) サービス費に含まれるため、別途保険給付は行われない。
4. 介護支援専門員について、実務研修受講資格試験に合格し実務研修を修了しても、( ) または( ) である者は、介護支援専門員の登録を受けることができない。
5. 指定市町村事務受託法人の指定は( ) が行う。
6. 市町村介護保険事業計画は( ) と相互に調和が保たれてなければならず、また、市長村は市町村介護保健事業計画と( ) を一体のものとして作成しなければならない。
7. 第1号被保険者が市町村に届け出義務があるものは、住所変更を( ) で行った場合、所属世帯または( ) の変更、氏名の変更などである。
8. 住所地特例対象施設に該当しない施設は、地域密着型特定施設や( ) 人以下の特別養護老人ホームである。
9. 主治医意見書は( ) が主治医に意見を求めて、主治医により作成されるものである。
10. 同一の訪問介護、通所介護、福祉用具貸与事業者によって提供されたサービスが、介護サービス計画中の( ) %を超えた場合、減算される。
11. 居宅サービス計画において初回加算が認められるのは、①( ) に作成した場合、②要介護状態区分が( ) 区分以上変更があった場合である。
12. 課題分析票で尋ねるべき項目のガイドラインは( ) と呼ばれ( ) から示されている。
13. 課題分析のための面接は、利用者負担を考慮し( ) 回で済ますようにする。
14. 都道府県知事は、市町村長より( ) の届け出がある場合、その指定により都道府県介護保健事業支援計画の達成に支障を生じる恐れのある場合は、市町村長に必要な助言や勧告ができる。
15. 運営推進会議の設置が義務付けられているのは、( ) ・( ) ・( ) ・( ) である。
16. 指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合は、あらかじめ( ) の議を減る必要がある。
17. 介護老人保健施設の開設者は( ) ・医療法人・社会福祉法人などで( ) 目的とした開設は認められていないため、株式会社が開設することが不可能である。
18. 介護療養型医療施設の指定は原則として( ) 単位で入所定員を定めている。
19. 財政安定化基金における調整交付金において、市町村の保険料基準額に格差がある場合、国から交付されるのが( ) である。
20. 複数の市町村がお互いに黒字と赤字を補い合って相互に財政調整を行う事業を( ) という。
21. 財政安定化基金による資金の交付は( ) 年間の計画期間を通じて、市町村が通常の努力を行っても、保険料未納等によって財政不足が生じた場合、計画期間の( ) 年目に不足額の( ) 分の1を交付する。
22. 保険給付の時効は( ) 年である。
23. 保険料の滞納を続けた場合、まずは( ) から始まり、次に( )、それでも納付しない場合は、本人に通知した上で、差し止められた保険給付から滞納保険料を( ) するという段階的な措置がとられる。
24. 被保険者は審査請求を行った日から( ) ヶ月を過ぎても裁決がなされないときには、裁決なしで( ) することができる。この場合のみ審査請求前置に従わなくてよい。

1. 身体、精神・行動、日常生活自立度 2. 公的扶助と生活保護 3. 施設 4. 成年被後見人、被保佐人 5. 都道府県 6. 都道府県介護保険事業計画、市町村老人福祉計画 7. 同一市内、世帯主 8. 29 9. 市町村 10. 90 11. 新規、2 12. 課題分析標準項目、厚生労働省 13. 1, 2 14. 地域密着型特定施設入居者生活介護 15. 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 16. 地域包括支援センター運営協議会 17. 地方公共団体、営利 18. 病棟 19. 普通調整交付金 20. 市町村相互財政安定化事業 21. 3、3、2 22. 2 23. 給付の償還払い化、給付の一部または全部差し止め、相殺 24. 3、提起

1. 訪問看護を行えるのは（ ）の看護師等である。
2. 看護師等は実施状況の把握について、介護予防訪問看護計画書に記載したサービスを行う期間が終了するまでに、（ ）行わなければならない。
3. ターミナルケア加算は（ ）に対する訪問看護に設定されているもので、死亡前（ ）日以内に（ ）回以上ターミナルケアを実施した場合に加算される。
4. 訪問リハビリテーション事業者として指定を得られるのは（ ）のみであり、（ ）保険法により保険医療機関の指定を受けた（ ）はみなし指定となる。
5. 短期集中リハビリテーション実施加算とは、退院・退所日または（ ）を受けた日から起算して、（ ）ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算される。
6. 医師の指示に基づき栄養指導をして居宅療養管理指導を行えるのは（ ）である。
7. 2009年より看護職員による療養上の相談および支援も居宅療養管理指導に加わったため（ ）も居宅療養管理指導の指定を受けることができる。
8. 居宅療養管理指導は（ ）または（ ）の判断に基づき実施されるので、居宅介護サービス計画に記載されなくても（ ）給付の形でサービスが提供される。
9. 介護予防通所リハビリテーションでは、日常生活上の支援などの（ ）サービスと、（ ）機能向上・（ ）機能向上・（ ）改善などの選択的サービスが行われるが、それぞれについて（ ）単位の定額報酬となっている。
10. 介護予防通所介護（介護予防リハビリテーション）では（ ）は基本報酬に含まれるが、通所介護はサービス実施ごとに加算される。
11. 介護予防通所リハビリテーションの要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった事業所は（ ）加算が算定される。
12. 短期入所療養介護を行うことのできる事業者は（ ）と一定の基準を満たした診療所である。
13. 難病の中重度者やがん末期の（ ）を対象に、日帰りで利用できる短期入所療養介護を（ ）という。
14. 介護老人保健施設において入所者の病状が著しく変化したため、施設で行われた医療行為は（ ）として介護保険で算定される。
15. 介護療養型医療施設としてサービスを行うためには（ ）が（ ）の指定を受けることで初めてサービスが提供できる。
16. 老人性認知症疾患療養病棟では1人以上の（ ）またはこれに準ずる者を配置しなければならない。
17. 介護療養型医療施設では日常的な医療行為は（ ）費に含まれる。
18. 消化管出血により（ ）が引き起こされることがある。
19. 高齢者の起こるてんかんは（ ）や頭部外傷の後遺症で起こることが多い。
20. 糖尿病の神経症には（ ）障害や起立性低血圧などの自律神経症状と、下肢末梢の（ ）障害などの末梢循環障害がある。
21. アルブミンの血中濃度の基準値は（ ）g/dl以上であり（ ）g/dl以下になると浮腫を生じやすくなる。
22. 胆肝道疾患で上昇する指標は（ ）である。
23. 高齢者はNa、Kの値が若年者に比べ（ ）する傾向にある。
24. 蛋白質が筋肉で分解されてできる老廃物であり、腎機能低下によって増加するのは（ ）である。
25. 血沈では高齢者は（ ）する傾向にある。
26. 片麻痺のある人の場合、タクシーに乗るときには（ ）側から乗る。
27. 杖歩行の介助では、利用者の麻痺側のやや（ ）方から介助する。
28. 近年では（ ）の導入によりアルツハイマー病の早期診断が可能となっている。
29. 認知症対応型共同生活介護では（ ）リハビリテーションが実施されている。

30. 健康日本21は( )年から( )ヵ年計画で進められており、( )次予防を重視している。
31. ( )年に( )法が施行され、健康日本21を中核とする( )次予防が推進されている。
32. ガン検診・骨粗しょう症検診は( )年から( )法に基づき( )が実施している。
33. 24時間対応の往診や訪問看護が可能な体制を整えた診療所や病院を( )という。
34. 疾病予防の1次予防とは、個人の( )、2次予防は疾病の( )、3次予防は病院の急性期回復期を経て、社会復帰に向けた( )を指す。

1. 病院、診療所、訪問看護ステーション 2. 少なくとも1回は 3. 要介護者、14、2 4. 病院・診療所・介護老人保健施設、健康、病院・診療所 5. 要介護・要支援認定、3 6. 管理栄養士 7. 訪問看護ステーション 8. 医師、歯科医師、現物 9. 共通、運動、口腔、栄養、月 10. 入浴 11. 事業所評価 12. 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床のある病院・診療所、老人性認知症疾患療養病棟のある病院 13. 要介護者、特定短期入所療養介護 14. 緊急時施設療養費 15. 療養病床のある病院・診療所、老人性認知症疾患療養病棟のある病院、都道府県知事 16. 精神保健福祉士 17. 施設サービス 18. 脱水 19. 脳血管疾患 20. 排尿、感覚 21. 3.8、2.5 22. GOT(AST) 23. 増加 24. 血清クレアチニン 25. 増加 26. 健 27. 後 28. 脳血流シンチ 29. 生活 30. 2000、12、1 31. 2003、健康増進、1 32. 2008、健康増進、市町村 33. 在宅療養支援診療所・病院 34. 健康増進、早期発見・早期治療、リハビリテーション

1. インフォームド・コオペレーションとは、専門家と当事者との（ ）に立った協力のことをいう。
2. ICFにおける背景因子には（ ）因子と（ ）因子とがある。
3. ICFにおける生活機能の3つの階層には、（ ）・（ ）・（ ）がある。
4. ソーシャルケースワークの訳は（ ）である。
5. 社会的な問題に目を向け、地域社会を対象または媒介として援助を行う手法を（ ）という。
6. 訪問介護における初回加算は、新規に（ ）計画を作成した利用者に対して、初回もしくは初回のサービスを実施した月に（ ）自らまたは、他の訪問介護員等に同行訪問して訪問介護を行った場合に算定される。
7. 訪問介護員が自らの同居家族にサービスを提供することは（ ）。
8. 介護予防訪問介護計画書は事業所の（ ）が作成する。
9. 訪問入浴を提供する前には、事前に（ ）からの指示を確認しておく必要がある。
10. 介護予防訪問入浴介護では原則、看護職員が（ ）名、介護職員が（ ）名で行う。
11. 短期入所生活介護の基準該当サービスを行う業者は法人格が不要であるが、（ ）または（ ）施設に併設しているものに限られる。
12. 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供のみとなる施設は（ ）である。
13. 特定施設入居者生活介護の計画作成担当者は（ ）である。
14. 移動用リフトは基本的に福祉用具貸与として給付対象となっているが、（ ）リフトやホームエレベーターは対象外である。
15. 便器の取り替えに伴う給排水設備工事や床材の変更は住宅改修の支給対象と（ ）。
16. 夜間対応型訪問介護において、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接を（ ）程度、利用者の居宅に訪問を行うよう規定されている。
17. 認知症対応型通所介護において、単独型と併設型の利用定員は（ ）人以下である。また共用型の場合は1日の同一時間帯における利用定員は（ ）人以下となる。
18. 小規模多機能型居宅介護の定員は（ ）人以下であり、通い定員は（ ）人以下、泊まり定員は（ ）人以下となっている。
19. 共同生活住居は原則として1事業所あたり（ ）ユニットまでであり、共同生活住居の定員は（ ）人となっている。
20. 介護老人福祉施設において在宅復帰を実現した割合が高ければ（ ）加算が算定できる。
21. 介護老人福祉施設において1ユニットの入居定員はおおむね（ ）人以下である。
22. 高齢者虐待の疑いがある時、市町村が自ら立ち入り調査等を行う権限は（ ）。
23. 日常生活自立支援事業の運営適正化委員会は（ ）に設置される。
24. 日常生活自立支援事業において支援計画は（ ）が作成し、具体的な援助は（ ）が行う。
25. 障害者自立支援法において、補装具は（ ）として支給され、日常生活用具は（ ）において支給される。
26. 障害者自立支援法において、国の定めた基本方針に基づいて市町村と都道府県は、必要なサービス量とそれを確保するための方策を記載した（ ）計画を策定しなければならない。
27. 自立支援給付には、（ ）・（ ）・（ ）・（ ）に大別される。
28. 介護保険の被保険者でない被保護者の場合、（ ）制度の要介護認定を受け、（ ）制度に基づき認定を受ける。

1.情報共有 2. 個人、環境 3. 心身機能・身体構造、活動、参加 4. 個別援助技術 5. コミュニティワーク 6. 訪問介護、サービス提供責任者 7. できない 8. サービス提供責任者 9. 医師 10. 1、1 11. 指定通所介護事業所、社会福祉 12. 特別養護老人ホーム 13. 介護支援専門員 14. 天井走行式 15. なる 16. 月に1回または3ヶ月に1回程度 17. 12、3 18. 25、15、9 19. 2、5~9 20. 在宅復帰支援機能 21. 10 22. ある 23. 都道府県・指定都市の社会福祉協議会 24. 担当専門員、生活支援員 25. 自立支援給付、地域生活支援事業 26. 障害福祉 27. 介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具 28. 生活保護、生活保護



1. 高額介護サービス費における一ヶ月の利用者負担上限額は、所得区分に応じて（ ）単位、および（ ）単位で設定されている。
2. 介護予防事業には、すべての第1号被保険者を対象に、介護予防の情報提供や介護支援を行う（ ）事業と、主に要介護状態になるおそれの高い65歳以上の高齢者を対象にして（ ）事業がある。
3. 共同電算処理とは（ ）のことである。
4. 認知症対応型共同生活介護において、共同生活住居ごとに（ ）計画の作成を担当する計画作成担当者を配置しなければならないが、そのうち1人以上は（ ）でなくてはならない。
5. 特定施設入居者生活介護では、計画作成担当者が必置であり（ ）でなければならず、（ ）計画を作成する。
6. 小規模多機能型居宅介護利用中の介護者の居宅介護支援計画を作成するのは（ ）である。
7. 介護予防支援におけるモニタリングは、少なくともサービス提供開始日の（ ）および、サービスの計画期間が（ ）、利用者の状況に変化があった場合に行う。
8. 高血圧症は（ ）を十分に摂取する。
9. コミュニティーワークとは、個人の問題の背景にある社会的な問題に目を向け、そこから個人の問題を解決しようと地域社会を（ ）または（ ）として援助を行うものである。
10. 通所介護事業所に配置する機能訓練員はPT等の有資格者とされるが、（ ）職員に関しては別途、1人以上の配置が義務付けられている。
11. 虐待対応について第一に責任を有している主体は（ ）である。
12. 障害者自立支援法により、施設で行われていたサービスを「（ ）の場」と「（ ）の場」に分け、障害者自身が自分にあったサービスを選択できるようになった。
13. 自立支援給付にかかる財源は、国が（ ）%、都道府県が（ ）%、市町村が（ ）%となっている。
14. 都道府県介護保健事業計画と一体のものとして作成されるのは（ ）である。
15. 運動能力の低下していない認知症高齢者については一次判定における（ ）時間に（ ）が積み足される。
16. 第2被保険者の心身の障害が特定疾患によるものであるかどうかは（ ）次判定で審査判定される。
17. 介護支援専門員は、認定の効力が途切れない様に、認定の更新申請は有効期間満了日の（ ）日前から（ ）日までの間に行わなければならない。
18. 介護保険制度施行前の介護サービスは、（ ）法に基づく（ ）制度で行われていた。
19. 介護保険制度施行前の老人保健制度では、原則（ ）歳以上の高齢者を対象として給付が行われていた。
20. 特定施設入所者生活介護は（ ）サービスである。
21. 居宅介護支援において利用者が病院または診療所に入院するにあたり、連携した場合に加算されるのは（ ）加算であり、利用者の退院・退所する際に連携した場合に加算されるのは（ ）加算である。
22. 要介護認定で非該当とされた人は地域支援事業における（ ）事業の対象となる。
23. 居宅介護支援事業者の有効期間は（ ）年であり、介護支援専門員証の有効期間は（ ）年である。
24. 介護認定審査会から要介護状態の軽減または悪化の防止のために、必要な（ ）に関する事項に意見が付された場合のみ、市町村は（ ）の指定が行える。
25. 支援目標とは、要介護者が最終的に到達すべき（ ）や解決の方向性を示したものである。
26. 介護保健施設では入所者（ ）人に満たない場合でも（ ）人以上の（ ）勤の介護支援専門員が必置である。
27. ユニットケアが行われている施設は（ ）施設、（ ）施設、（ ）施設のいずれかである。
28. 死亡の原因が医師の診察中の疾患でない場合、死亡診断書ではなく（ ）を発行する。
29. 介護老人保健施設の設置根拠法は（ ）法であり、開設に際して都道府県知事の（ ）が必要である。

1. 個人、世帯 2. 1次(=一般高齢者施策)、2次(=特定高齢者施策) 3. 審査・支払 4. 認知症対応型共同生活介護、介護支援専門員 5. 介護支援専門員、特定施設サービス 6. 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員 7. 翌月から換算して3ヶ月に1回、終了する月 8. 蛋白質 9. 対象、媒介 10. 看護 11. 市町村 12. 日中活動、住まい 13. 50、25、25 14. 都道府県老人福祉計画 15. 要介護認定等基準、認知症加算 16. 2 17. 60、満了 18. 老人福祉、措置 19. 75 20. 居宅 21. 医療連携、退院退所 22. 1,2次予防(一般・特定高齢者施策) 23. 6、5 24. 療養、サービスの種類 25. 方向性や状況 26. 100、1、常 27. 介護老人福祉、介護老人保健、介護療養型医療 28. 死体検案書 29. 介護保険、許可

1. 活動には（ ）活動、（ ）活動、（ ）活動とがあるが、活動性向上支援の目標となるのは（ ）活動である。
2. 介護予防通所介護では（ ）と選択的サービスを同時に利用することはできない。
3. オペレーションセンターサービスにおいて、要介護者の通報を受けて訪問の要否を判断するのは（ ）である。
4. 認知症対応型共同生活介護では空いている居室を（ ）としてサービスを提供することができる。
5. 予防給付の対象となるのは（ ）である。
6. 介護予防一般高齢者施策（=一次予防事業）には①介護予防（ ）、②（ ）活動支援事業、③介護予防（ ）がある。
7. おむつ代が保険給付の対象となるのは、（ ）サービス・（ ）・（ ×2）である。
8. 特定入所者介護サービス費とは、低所得の要介護者が（ ×4）を利用した場合の食費と住居費、滞在費について負担限度額が設定され、それを超過した分が（ ）給付される。
9. 介護報酬の算定基準は（ ）が定める。
10. 特別地域に所在する事業所が訪問介護等のサービスを行った場合、（ ）%の（ ）加算がされる。
11. 事業者が介護報酬を受ける権利は、サービス提供月の（ ）年である。
12. 介護給付審査委員会のメンバーは①（ ）担当代表委員、②（ ）代表委員、③（ ）代表委員からなる。
13. 都道府県知事は指定の申請者が過去（ ）年以内に指定の取り消しを受けている場合には、指定しないことができる。
14. 基準該当サービスは（ ）系サービスと（ ）系サービスには認められていない。
15. 介護サービス事業者は（ ）情報と（ ）情報について都道府県知事に報告しなければならない。
16. 市町村は地域密着型サービス事業者の運営基準について、国の定める範囲（ ）で、独自の基準を設定することは（ ）。
17. 訪問介護では、訪問介護員は常勤換算で（ ）人以上必要である。
18. 財政安定化事業において、不足金の1/2の交付金として交付する場合とは（ ）場合であり、不足分を貸与される場合とは（ ）などがあった場合である。
19. 40歳以上の被扶養者がいる場合は40歳未満の健康保険の被保険者に介護保険料を算定することは（ ）。
20. 保険料徴収、受領ともに時効は（ ）年である。

1. できる、している、する、する 2. アクティビティ 3. オペレーター 4. 短期利用共同生活介護 5. 要支援者 6. 普及啓発事業、地域介護予防、一般高齢者施策評価事業 7. 施設、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護、短期入所療養・生活介護 8. 施設サービス、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護、短期入所生活(療養)介護、現物 9. 厚生労働大臣 10. 15、特別地域 11. 翌翌々の1日から起算して2年 12. 介護給付等支援サービス、市町村、公益 13. 5 14. 医療、地域密着型 15. 基本、調査 16. 内、可能である 17. 2.5 18. 通常の努力を行っても保険料未納による収入不足があった、見込みを上回る給付費の増大 19. できる 20. 2

1. 糖尿病の神経症の中で自律神経症状として（ ）が観られる。
2. 重症化した（ ）疥癬は感染力が非常に強いので（ ）管理が必要となる。
3. アルブミンの基準値は（ ）g/dl 以上で（ ）g/dl 以下になると浮腫を生じやすい。
4. 蛋白質が筋肉内で分解されて、できる老廃物は（ ）である。
5. 身体計測で、体構成成分を知るにより、栄養素の（ ）状態が把握できる。
6. 食事のバランスガイドでは、摂るべき食べ物の栄養素を（ ）つの食品群にまとめている。
7. 上腕筋肉の測定から（ ）の状態が推察される。
8. 在宅悪性腫瘍疼痛管理療法では（ ）による鎮痛剤投与が行われている。
9. 予防には 1 次、2 次、3 次があり、1 次は（ ）、2 次は（ ）、3 次は（ ）である。
10. 訪問リハビリテーション事業所において（ ）年以上勤務年数のある者が配置されている場合、（ ）加算を算定できる。
11. 訪問リハビリテーションでは（ ）につき単位が設定されている。
12. 訪問リハビリテーションにおいて、退院・退所日、または初めて要介護認定・要支援認定を受けた日から起算して（ ）以内に集中的にリハビリを行った場合、短期集中リハビリテーション実施加算が算定される。
13. 居宅療養管理指導は居宅支援計画に記載されなくても（ ）給付にてサービスが提供される。
14. 短期入所療養介護は（ ）の範囲内でのサービスとなり、保険給付されるのは（ ）して 30 日までであり、（ ）日数が認定有効期間の概ね半数を超えないこととなっている。
15. 短期入所療養介護において医療行為が必要な時には、介護老人保健施設では（ ）、療養病床のある病院・診療所では（ ）として加算給付が行われる。
16. 夜間対応型訪問介護のオペレーションセンター従業者は、利用者との面接頻度として（ ）程度、利用者宅へ訪問を行うこととされている。
17. 夜間対応型訪問介護において日中のオペレーションサービスも実施している場合、（ ）加算が算定される。
18. 認知症対応型通所介護の指定は（ ）が行う。また単独型と併設型の利用定員は（ ）人以下である。
19. 認知症対応型通所介護と他の居宅サービスを合わせて利用することは（ ）。
20. 認知症対応型共同生活介護において利用者負担で家政婦等の介護を利用することは（ ）。ただし事業所の負担で通所介護のサービスを利用することは（ ）。
21. 1 つの事業所は共同生活住居を最大（ ）ユニットまで設けることができる。
22. 地域密着型特定施設入居者生活介護とは、入居定員（ ）人以下の（ ）専用型特定施設において、日常生活の世話や機能訓練を行う。
23. 生活保護制度において被保護者に一定の支払能力がある場合は、本人が支払い可能な額を直接（ ）に支払う。
24. 老人保健制度では、原則として（ ）歳以上の高齢者を対象に給付が行われていた。
25. 特定施設入居者生活介護は（ ）サービスである。
26. 認定申請前に緊急サービスを受けた場合や基準該当サービスを受けた場合、離島で相当サービスを受けた場合、市町村が必要と認めた場合に費用の 9 割が償還払いされる。この費用のことを（ ）費という。
27. 介護保健施設のなかでユニットケアが行われているのは（ ）、（ ）、（ ）である。
28. 介護老人保健施設がサービスを提供する上で必要なのは都道府県知事の（ ）である。
29. 認知症対応型共同生活介護では、空いている居室を利用して短期利用共同生活介護のサービスを利用することができる。しかし、提供施設は原則として事業開設から（ ）年以上経過していないといけない。
30. 生活保護制度において、介護保険で定める支給限度基準額を上回る部分は、介護扶助の対象と（ ）。
31. 介護保険の要介護・要支援を受けた高齢者は 2009 年度現在、（ ）万人であり、高齢者人口の（ ）% を占める。

32. 特定入所者介護サービス費とは（ ）に入所している要介護者に対して、食費・居住費について、負担限度額が設定され、それを超えた費用を対象に現物給付される。

33. 包括的支援事業とは①特定高齢者を対象としたケアプランを作成する（ ）と②相談や情報提供を行う（ ）、③虐待防止および早期発見を行う（ ）、④支援困難事例に関する介護支援専門員への助言等を行う（ ）からなる。

1. 起立性低血圧 2. ノルウェー、個室 3. 3.8、2.5 4. 血清クレアチニン 5. 貯蔵 6. 5 7. 筋蛋白質 8. 注射 9. 健康増進（生活習慣の改善）、早期発見・早期治療、リハビリテーション 10. 3、サービス提供体制強化 11. 1回 12. 3ヶ月 13. 現物 14. 区分支給限度基準額、連続 15. 緊急時施設療養費、特定診療費 16. 月に1回ないし、3ヶ月に1回 17. 24時間通報対応 18. 市町村、12 19. 可能である 20. できない、できる 21. 2 22. 29、介護 23. 指定介護機関 24. 75 25. 居宅 26. 特例サービス 27. 介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設 28. 許可 29. 3 30. しない 31. 469、16. 2 32. 介護保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、短期入所生活・療養介護 33. 介護予防ケアマネジメント、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業

1. 地域密着型サービスには（ ）など計（ ）種類ある。
2. 空腹時の痛みが特徴的なのは（ ）である。
3. 経管栄養の食後は（ ）位の体位を保ち逆流を防ぐ。
4. 短期入所生活介護の単独型の利用定員は（ ）である。
5. 市町村相互財政安定化事業を行えるのは（ ）である。
6. 介護保険審査会に審査請求することができるのは（ ）などの（ ）を除く、保険給付に関する処分に不服のある者である。
7. 審査請求は原則として処分があったことを知った日の翌日から（ ）日以内に（ ）にて行うことになっている。
8. 居宅サービス事業者は指定の更新申請を行ったが、指定の有効期間満了日までに、申請処分がなされない時、その処分がなされるまでの間、従前の指定の効力を有して（ ）。
9. (介護予防)通所介護とは（ ）等において、（ ）法に規定する施設または（ ）に通わせ、当該施設において、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話・機能訓練を行うことである。
10. 介護療養型医療施設では、介護予防短期入所療養介護を行うことが（ ）。
11. 介護予防事業の財源は（ ）であるが、対象者は（ ）である。また、包括的支援事業の財源は（ ）であるが、対象者は（ ）である。
12. 国保連は（ ）事業所に対して、必要な（ ）および（ ）を行う。また国保連も法人であるため、居宅サービスや（ ）サービス事業の運営も行える。
13. 電解質の値が上昇するのは（ ）や（ ）時である。
14. 訪問介護事業所ごとに訪問介護員等を常勤換算で（ ）人以上置く。
15. 訪問介護においてサービス提供責任者が（ ）人以上であり、その（ ）分の（ ）以上が常勤であるなら、残り（ ）分の（ ）は非常勤でもよい。
16. 介護予防通所介護事業所の（ ）又は（ ）のうち、1人以上は常勤でなければならない。
17. 短期入所生活介護計画の作成は（ ）が作成する。
18. 介護予防認知症対応型共同生活介護は（ ）の認知症の人のみ利用できる。
19. (介護予防)認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者は（ ）でなければならない。
20. 夜間対応型訪問介護におけるサービス提供体制強化加算は、研修などを実施するとともに、①介護福祉士が（ ）%以上配置されていること、②介護福祉士および介護職員基礎研修修了者の合計が（ ）%以上配置されていることが条件となっている。
21. 特定施設入居者生活介護は（ ）サービスの1つではあるが、作成されるのは（ ）サービス計画である。
22. 小規模多機能型居宅介護の利用者の居宅介護サービス計画は（ ）が作成する。
23. 介護予防支援におけるモニタリングは、①サービス提供開始の（ ）に1回、②サービス評価期間が（ ）する月、③利用者の状況に（ ）のあった場合に行われる。
24. 小規模多機能型居宅介護事務所は他の居宅施設との併設は（ ）。
25. 単独・併設型の認知症対応型通所介護では、専従で（ ）人以上の（ ）を配置しなければならない。
26. 障害程度区分の認定を受けないと受けられないサービスは、（ ）給付の中の（ ）給付である。
27. 平成20年における65歳以上の者のいる世帯数は（ ）万世帯で全世帯の（ ）割を超えている。
28. 平成20年における65歳以上の者のみの世帯数は（ ）万世帯である。
29. 通所リハビリテーションに設けられているリハビリテーションマネジメント加算は事務処理の簡素化を図る観点から、（ ）単位から（ ）単位に変更された。
30. 介護給付費審査委員会のメンバーは（ ）から成る。
31. 特定施設入居者生活介護を受けている高齢者は（ ）以外の居宅サービスを利用できない。

32. 短期集中リハビリテーション実施加算は、退院・退所してから（ ）以内または、（ ）以内に集中的に行った場合に加算される。
33. 腎不全の場合、果物を多く（ ）。
34. 老年期神経症は（ ）性に多く、不安神経症では（ ）亢進、発汗、（ ）困難などの他、漠然とした（ ）を訴えることがある。
35. 通所介護計画は（ ）が作成する。
36. 通所介護について（ ）または（ ）のうち、1人以上常勤でなければならない。
37. 療養通所介護事業所の利用定員は（ ）人以下である。
38. 特例サービスは（ ）が必要と認める場合、被保険者に（ ）される。その認める場合とは（ ）である。
39. 都道府県は市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の（ ）倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。
40. 介護給付は全部で（ ）種類ある。
41. 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額が適応されないサービスには（ ）などがある。
42. 生活保護の種類には（ ）種類あり、（ ）がある。
43. 高齢者虐待防止法における高齢者とは（ ）歳以上の者と定義されている。

- 1.夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、6 2. 十二指腸潰瘍 3. ファーラー位 4. 20人以上 5. 市町村 6. 財政安定化基金拠出金、延滞金 7. 60、口頭または文書 8. いる 9. 居宅要介護者、老人福祉、老人デイサービスセンター 10. できる 11. 国 25%都道府県 12.5%市町村 12.5%第1号被保険者保険料 20%第2号被保険者保険料 30%、第1号被保険者、国 40%都道府県 20%市町村 20%第1号被保険者保険料 20%、第1、2号被保険者 12. 介護サービス、指導、助言、施設 13. 脱水、腎機能低下 14. 2.5 15. 6、3、2、3、1 16. 生活相談員、介護職員 17. 短期入所介護事業所の管理者 18. 要支援2 19. 1人以上介護支援専門員 20. 30、50 21. 居宅、特定施設 22. 小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員 23. 翌日から3ヶ月、終了、変化 24. 可能である 25. 2、介護または看護職員 26. 自立支援、介護 27. 1978、4 28.924 29. 日、月 30. 介護給付等サービス担当者、市町村代表者、公益代表者 31. 居宅療養管理指導 32. 1ヶ月、1ヶ月から3ヶ月 3. 摂らないように気をつける 34. 女、心悸、呼吸、不安 35. 通所介護事業所の管理者 36. 生活相談員、介護職員 37. 8 38. 市町村、償還払い、①認定申請前に緊急サービスを受けた場合、②基準該当サービスを受けた場合、③相当サービスを受けた場合 39. 3 40. 14 41. 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護 42. 8、生活扶助、介護扶助、医療扶助、住居扶助、出産扶助、葬祭扶助、生業扶助、教育扶助 43. 65



1. 特定施設入居者生活介護を受けている高齢者は（ ）以外の居宅サービスを利用できない。
2. 短期集中リハビリテーション実施加算は、退院・退所してから（ ）以内または、（ ）以内に集中的に行った場合に加算される。
3. 腎不全の場合、果物を多く（ ）。
4. 老年期神経症は（ ）性に多く、不安神経症では（ ）亢進、発汗、（ ）困難などの他、漠然とした（ ）を訴えることがある。
5. 通所介護計画は（ ）が作成する。
6. 通所介護について（ ）または（ ）のうち、1人以上常勤でなければならない。
7. 療養通所介護事業所の利用定員は（ ）人以下である。
8. 特例サービスは（ ）が必要と認める場合、被保険者に（ ）される。その認める場合とは（ ）である。
9. 都道府県は市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の（ ）倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。
10. 介護給付は全部で（ ）種類ある。
11. 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額が適応されないサービスには（ ）などがある。
12. 生活保護の種類には（ ）種類あり、（ ）がある。
13. 高齢者虐待防止法における高齢者とは（ ）歳以上の者と定義されている。

1. 居宅療養管理指導 2. 1ヶ月、1ヶ月から3ヵ月 3. 摂らないように気をつける 4. 女、心悸、呼吸、不安 5. 通所介護事業所の管理者 6. 生活相談員、介護職員 7. 8 8. 市町村、償還払い、①認定申請前に緊急サービスを受けた場合、②基準該当サービスを受けた場合、③相当サービスを受けた場合 9. 3 10. 14 11. 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護 12. 8、生活扶助、介護扶助、医療扶助、住居扶助、出産扶助、葬祭扶助、生業扶助、教育扶助 13. 65

1. 介護給付には（ ）種類あり、予防給付には（ ）種類ある。
2. 血清クレアチニン値の上昇は（ ）を示し、また低下は（ ）を示す。
3. 療養通所介護では安全かつ適切なサービス提供を確保するため（ ）を設置し、概ね（ ）に1回以上開催する。
4. 小規模多機能型居宅介護において、通いサービス利用者が登録定員に比べて、概ね（ ）分の1を下回る状態を続けてはならないと規定されている。
5. 介護保険の目的は、国民の（ ）の向上、および（ ）の増進を図ることである。
6. 保険事故とは（ ）が発生する原因となる、被保険者の特定の（ ）のことをいう。
7. 居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は（ ）によって設定する。
8. 指定介護老人福祉施設は（ ）ヶ月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
9. 指定地域密着型サービス事業者は休止していた事業を再開した場合、（ ）日以内にその旨を（ ）に届けなければ成らない。
10. 要介護者が災害等により、要介護認定期間満了前に更新申請ができなかった場合、（ ）その他（ ）理由のやんだ日から（ ）以内に限り、申請することが可能である。
11. 第2号被保険者が要介護認定を受ける時は、申請書と（ ）または（ ）を提示して、保険者に申請する。
12. 認定調査の「基本調査」の項目は第（ ）郡から第（ ）郡までに分けられている。
13. 肺結核は（ ）類感染症であり、診断した医師は最寄の（ ）を通じて（ ）に届け出る必要がある。
14. 栄養ケア計画は基本的には（ ）が中心となりチームで作成する。
15. 老年期神経症は、特有は（ ）をもとに心理的原因によって起こる（ ）及び（ ）の機能障害をいう。
16. 子宮頸癌は（ ）の感染により発症する。
17. ICFはICIDHの構成要素について、機能障害を（ ）、能力障害を（ ）、社会的不利を（ ）に置き換えた。
18. ICFによる活動とは、個人の課題行為に対する（ ）を意味するものである。
19. 障害者等支援加算は（ ）で行われている（ ）を対象に設けられているものである。
20. 認知症対応型通所介護の単独型と併設型の利用定員は（ ）である。
21. 認知症対応型通所介護計画の作成は（ ）が作成する。
22. 小規模多機能型居宅介護において、運営推進会議は概ね（ ）ヶ月に1回開催する。
23. 小規模多機能型居宅介護において、介護・看護職員は、利用者（ ）人に対して1人以上、泊まりの場合は（ ）1人以上、（ ）1人以上必要である。ただし泊まりの利用者がいない場合は（ ）。
24. 特定福祉用具には以下の（ ）種類がある。
25. 任意後見契約は（ ）にて行う。
26. 日常生活自立支援制度の実施主体は（ ）の社会福祉協議会であり、具体的な事業の推進は（ ）を受けた（ ）などが行う。また運営適正化委員会は（ ）に設置される。
27. 日常生活支援事業において、支援計画を作成するのは（ ）であり、具体的な援助を行うのは（ ）である。
28. 社会保障に属する中心的な制度としては（ ）・（ ）・（ ）の3つがある。
29. 社会保険には（ ）がある。
30. 第2号被保険者が医療保険加入者でなくなった場合（ ）から資格を失う。
31. 被験者資格は誕生日（ ）に取得する。
32. 事業者の指定更新は、すべて（ ）年ごとに行う。
33. 指定介護予防サービス事業者は事業所ごとに（ ）の指定を受ける。
34. 指定介護（予防）サービス事業者は、当該指定介護（予防）サービスの事業を廃止または休止日の（ ）

ヶ月前までに、その旨を（ ）に届けなければならない。

35. 指定介護（予防）サービス事業者は指定に係わる事業所の名称・所在地などの事項に変更があった場合、変更後（ ）日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

1. 14、12 2. 腎機能低下、筋疾患 3. 安全サービス提供管理委員会、6ヶ月 4. 3 5. 保健医療、福祉 6. 保険給付、状態 7. 市町村の条例 8. 1 9. 10、市町村長 10. 災害、やむを得ない、1ヶ月 11. 介護保険の被保険者証、医療保険の被保険者証 12. 1、5 13. 2、保険所、都道府県知事 14. 管理栄養士 15. 性格、精神、身体 16. ヒト・パピローマウイルス 17. 心身機能・身体構造の機能構造障害、活動制限、参加制約 18. 遂行 19. 養護老人ホーム、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 20. 12 以下 21. サービス提供に関わる従業者が共同で 22. 2 23. 3、夜勤、宿直 24. 5、①腰掛け便座②特殊尿器③入浴補助用具④簡易浴槽⑤移動用リフトのつり具 25. 公正証書 26. 都道府県および指定都市、委託、市町村社会福祉協議会や社会福祉法人、都道府県・指定都市社会福祉協議会 27. 担当専門員、生活支援員 28. 社会保険、公的扶助、社会福祉 29. 介護保険、医療保険、労働者災害補償保険、年金保険、雇用保険 30. その日 31. の前日 32. 6 33. 都道府県知事 34. 1、都道府県知事 35. 10